

10/11 関西シンポ・パネルディスカッション メモ

(2014. 10. 11 13時～16時40分)

第1 法曹人口問題

<弁護士の急増がどんな問題を引き起こしているか>

●川村遼平

「ブラック企業」の代理人をしている弁護士は、単に片棒を担ぐだけでなく、無駄に争ってタイムチャージを増やしているだけで依頼者企業にとっても不利益。また、恫喝をするなど問題行動もある。内容証明なども、1行を次の頁にまわすなど頁数を増やすことでも有名。

逆に労働者側の弁護士も、以前は過払金請求を専門にしていた「貧困ビジネス」系の事務所が残業代請求の事件を集めてやっている。6割程度で簡単に手打ちしてしまう。勝手に和解する事例もある。労働法を解説する文章でも、退職強要事件で辞表を出してしまったときにはどうしようもないと述べているなど、難しい事件はうちにもってこないでほしい、簡単な事件だけやりますという姿勢。

労使ともに、このような「お金儲けのために市民を食い物にする弁護士」が増えてきた印象。

<上記のような問題状況がどうしてでてきたのか？>

●増田尚

こんな事態が生まれてきたのは、皮肉な言い方をすれば「司法改革の成果」といえる。なぜなら、司法改革とは、弁護士を「ふつうの商売」にするための構造改革・規制緩和であったから。

司法改革を求める側からすれば、合格者が少ないのは参入障壁ととらえている。この規制を緩和して人口を増やし、競争が激化すればよりよいサービスが提供されるという考え方。これは弁護士業務を普通のビジネスと見ている。不通のビジネスとは、依頼者の権利実現ではなく、事業者（弁護士）の利益が優先される。大量宣伝・大量受任・機械的処理・大規模化というビジネスモデルが確立され、その規格に、依頼者の法的な救済の必要性＝ニーズが切り取られてしまう。

こうした構造の変化に適応できないかつての個人商店型法律事務所は、「シャッター通り」と化していく。小売業における規制緩和と同じ流れになることが予想される。

一方で、個人商店型法律事務所の主たる依頼者層は、貧困化がすすんでおり、法律扶助を利用することになる。しかし、法律扶助の給付水準が低い。この低い給付水準が、法律扶助の対象ではない事件についても報酬水準を引き下げる事実上の圧力となり、弁護士窮乏化をもたらしている。

そのような中、個人商店型法律事務所が競争に生き残る道はあるのか。集客のための広告の利用がさかんであるが、広告は「盛ってなんぼ」であり、いかがわしい広告がはびこっている点が問題。しかし広告化の波が押し寄せてくる。将来的には、コンビニなどの流通大手が相談窓口を確保して、法律事務を下請けに出してピンはねできるような規制緩和せよという声が出てくるのではないか。「武士の商法」によって商人に巻き上げられ、下級武士が没落させられたのと同じような状況が出てくるだろう。

<合格者増が司法修習に与えた影響は？>

●白浜徹朗

修習期間を減らさざるを得なくなった。修習の場を提供できる機関が限られている以上、修習の期間を減らさざるを得なくなる。全国的に指導担当弁護士の確保が難しくなっている。高知では返上（減員）決議をされたと聞いている。小さな単位会では実働の弁護士全員が担当しないと対応できないという状況。

就職難が同時に生じてきたので、修習に集中できない状況も出てきている。

給費制がなくなったために、法律書を買えない修習生が増えてきている。アルバイトができることになったが、アルバイトしながらでまともな修習はできない。

不法行為の時効期間を知らない修習生もいるなど、法律の基礎知識に欠ける修習生が増えている。

<若手弁護士はどう考えているか？>

●久野由詠

弁護士会の委員会活動や社会的な活動に参加するのは、いつも同じ顔ぶれ。増員された若手はどこにいるのだろうという感じ。

6 7期修習生からアンケートを集め、現在好評のための準備中であるが、司法制度改革の弊害は既に修習生の間で出てきている。給費制の廃止によって、法律書が買えないというのは普通のこと、兼業の緩和は法科大学院での指導などだけ、したがって法科大学院のない地域では兼業すらできない状態。修習生の倫理面でも、「お金を返さなければならないのに他人の人権どころではない」とか、「修習生になって人権感覚が失せた」といった意見が多数あり、法曹界の被害が深刻だ。

<どうやって解決していけばよいか。>

●白浜 今年の合格者1800人をどうみるか？

2000人にできなかったのが実態。合格点も平均点も昨年より10点下がっている。足切りがあって評価対象者が4396人になり、評価対象者の中での合格率は昨年と同様。2000人合格にすると合格率が昨年よりもかなり高くなってしまうことから、成績を考慮して1800人にせざるを得なかったのではないか。

●森山

法科大学院の教員も、最近学生のレベルが下がってきているとみんなが述べている。法科大学院の設立当初、約5万人が適性試験を受けていたと考えられるが、現在ではこれが10分の1以下に減ってきている。志願者が減ることにより、集団の裾野が狭まり、全体としてのレベルが低下するのは当然。河合塾の調査によると、最近では優秀な生徒が法学部を避ける傾向がある。

<合格者は何人にするのがよいのか？>

●増田

増えた弁護士が限られた事件を奪い合っている状況があり、合格者を減らすことは急務。注意すべきは、合格者を減らすというと、「弁護士を減らすのか」と誤解されるが、500人でも弁護士自体は減っていかず微増する。だから当面の合格者は500人くらいの水準でもよいのではないか。

日弁連は、まずは1500人と言っている。しかし、これでも平成30年には3.6万人になる。現在でも人口激増の弊害が出ているのに、執行部の現状認識は甘すぎると思う。

●森山

宇都宮会長のときの法曹人口政策会議で1000人にするか1500人にするかたいへんな議論になった。それで、全体が一致しているところでまず1500人を実現するとし、それでも弊害があるときはさらに減員をということになった。当時から1000人という声はあったが、それ以降1000人の意見を述べる単位会が増えている。1500人決議をいつまでも固定的に考えるのではなく、事態の進行に合わせて柔軟にすべき。

●白浜

1500人決議をしたときは、一斉登録時の未登録者が200人くらいだった。それがいまや600人に増えているのだから、1500人決議をしたときからさらに状況が悪くなっている。需給バランスがおかしくなっているのだから、いったんは500人くらいにしてバランスをなおし、それから徐々に増やすということも考えるべき。

●久野

若手にはいろんな考え方があるだろうが、友人たちがまだ受験しているなかで、合格者数を減らすべきだと積極的に言うこと自体が難しい。即独やノキ弁からすれば、合格者増が問題だという感覚もあるかもしれないが。

若手の間では、合格者数に関する議論しにくい雰囲気がある。

●川村

さきほどの修習の話が衝撃的。増田弁護士が述べたビジネス化も困ったこと。これまで弁護士は社会運動の大きなリソースだっただけに、このままの状況で進んでくと社会運動全体にとっても深刻な影響がある。

<法曹有資格者の活動領域の拡大問題の現状は？>

●白浜

企業内・任期付公務員が増えてきている。京都でも急拡大している。

賃貸の管理会社が弁護士を雇っている。靈感商法をやっているところも弁護士を紹介してほしいと弁護士会へ言ってきている。

弁護士会に所属せずに弁護士のような法律事務を行う人が増えることは由々しい事態ではないか。

●増田

「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）」によれば、法曹有資格者とは、「司法試験合格者を指し、必ずしも弁護士資格を取得している者に限定されない」とされているが、「法曹」ではなく、「法曹有資格者」という概念で、その活動領域の拡大を議論するのは、「法曹ではない法曹有資格者」の活動領域を議論するためであることは明らか。司法試験に受かったけども弁護士登録していない人が増えていくとしても、これは法科大学院が作り出したのだから、本来は法科大学院が自分で尻ぬぐいをすべき性格のもの。それをどうして弁護士会がやるのか理解できない。

しかも、この議論の行き着く先は、弁護士でない法曹有資格者に法律事務をさせるというところであり、弁護士自治の崩壊をもたらすものである。いまの執行部は、これが弁護士の業務拡大に結びつくのだとごまかしている。

なお、国家戦略特区構想で、特区を口実に、外国弁護士資格で法律事務をやれるような提案もされている。

第2 法科大学院・法曹養成

<実際に体験して、法科大学院教育はどうだったのか？>

●久野

私は、愛知大学法科大学院未修で14人、2年目に既習で加わってくるのが9人で、小クラス授業だった。教員と院生の距離が近く、教員が院生のことをよく把握されていた。研究者教員と実務家教員のバランスもよかった。院生間の雰囲気も競争相手というよりも、みんなで合格するんだという気持ちが強かった。愛知大学法科大学院は管理型だが、そのスタイルが合っていた。大規模校は自由さを特徴にしているところが多いのでは。自己の学習スタイルとロースクールの雰囲気とがマッチしているかどうかによって、法科大学院への評価も人それぞれだと思う。

<制度論についてどう思う？>

●久野

個人の経済的負担が大変。一年間の学費が私立だと100万円を超え、国公立でも60万円を超えると聞いている。高い合格率を維持しようとする単位認定が厳しくなり、留年する院生が半数を超える状況。さらに負担がかかる。

法科大学院の卒業が受験資格要件とされており、そのような法科大学院を卒業しなければ受験に手を伸ばすことすらさせてもらえない、職業選択の自由からして問題ではないかと感じてはいた。経済的負担を強いられていることが一番の問題なので、学費を無償化するなどの対策を講じるべき。

<『戦後司法制度の経済学的分析』木下富夫教授の見解を紹介してくれますか？>

●白浜

スペシャリストの養成方法として出口論と入口論がある。昔の司法試験は入口論。今は出口論。経済的には入口論が合理的。出口論だと、教育機関としても無駄なコストを要するし、教育を受けた者も資格が得られなければ無駄な経験をさせられたことになる。殆どの国は入口論。出口論をとっているのは日本だけ。

入口論の問題は、独創的な勉強はできない、優秀な学生は入ってこない、経済的に豊かな者しか受けられない、人材の偏りとイデオロギーの偏りにつながる等。

法科大学院制度の問題として言われていることがほとんど指摘されている。法科大学院はプロセスとしての教育で幅広い人格を養成ができるとされていたが、逆だと指摘されているのが興味深い。

<弁護士の立場でどう考えるか？>

●増田

法科大学院制度は、親の資力によって入学の可能性が絞られる差別的なシステムであることが大問題。

法科大学院卒業を受験資格にするのは問題である。運転免許試験と同じようにすればよい。合格の可能性を高めるために自動車学校へ行きたい人は行けばよいという制度でよいのではないか。

●森山

法科大学院については、お金がかかる、卒業しても司法試験に合格できるかどうか分らない、学部と変わらないような授業も行われている、受験対策が禁止されている、未修者の合格率が低い、などいろいろな問題が指摘されている。

最近一番問題になっているのは、予備試験問題。法科大学院を中核とする法曹養成制度を維持するべきだという考え方からは、予備試験をこのままにしておくのは問題だ、受験資格制限をすべきだという声がある。予備試験の合格者数を減らすべきであるという意見も出てきている。

●白浜

受験資格制限には反対。資料15頁適性試験者数と予備試験者数を比較すると、予備試験受験者の増加により、法曹志望者数が維持できている。ところが、14頁の合格者数の表を見ると、予備試験合格者が最も合格率が高い。つまり予備試験組が差別されている。17頁の未修が激減、社会人が激減、法科大学院では多様な人材の育成が困難になってきている。

予備試験により法科大学院に優秀な学生が来なくなるという声に対しては、法科大学院が自助努力して応えるべきである。

●増田

閣議決定（資料23頁）によれば、予備試験とは法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものとされている。司法試験法5条1項でも同様の規定が置かれている。

データ（資料33頁）から見ても、閣議決定や法の趣旨からすれば、予備試験合格者がもっと増えてもおかしくないはず。もはや、実態として、法科大学院が法曹養成の中核とはいえず、このような状況下で、予備試験の資格制限をするのは、法科大学院という制度を守るためのもので、本末転倒だ。

●森山

日弁連は、予備試験を制限するべきか否かについては明確な意見表明はしていない。しかし、2012年の理事会決議において、法科大学院を中核とする法曹養成制度の趣旨に沿った予備試験制度の運用を行うべきだとの抽象的意見を述べている。こうした考え方からは、現在の予備試験は法科大学院を経由しないバイパスとしての機能を果たすようになっており、本来の趣旨に沿っていないという現状認識になる。このような現状認識からは、予備試験は制限すべきだという考え方になるのではないかと思われる。

文科省、法科大学院協会は制限すべきとの立場。法務省は、顧問会議の席上で、直ちに予備試験を制限するのは難しいと見解表明している。

<司法修習の現状と問題点、改革の方向>

●白浜

最大の問題は、先ほども述べたように数が多すぎる点にある。前期修習もできなくなった。前期修習がやれなくなって一番困っているのが検察庁。実務での取調べ修習に先だって講義を行っていたわけで、これを4班に分けると4回しなければならぬ。検察庁の強い要求で、今年から導入修習が実施されることになった。

選択型修習が2班に分けて、先に選択型をやって後で集合修習をやるB班は選択型をまじめにやる。しかしA班（東京、大阪など大規模地）はその逆なので、選択修習は集合修習が終わった後なので、起案の勉強に入ってしまう、選択修習に身が入らなくなってしまっている。残すのであれば、集合修習の前に実施する必要がある。

選択修習には、検察進化コース、裁判進化コースというのがあり、それぞれの志望者が受ける傾向が強い。事実上の分離修習になっている。志望がかなわないということで、選択修習の変更を希望する修習生もでてくる。

<給費制>

●久野

給費制の運動。推進室には期待できない。日弁連執行部の対応も、もうハシゴを外したのかなと思うことあり。単位会の理事者には大変お世話になっている。

65期が2013年8月に211人で東京・名古屋・広島・福岡の4地裁に一斉提訴。

東京地裁の当初の裁判長は、大変重要な問題だ、憲法上の議論も絡むので3年くらいでじっくり腰を据えてやるべきだ、立証に期待していると言ってくれていた。ところが定年退職された後に交代した裁判長は突然1年で審理を終えたいと。最高裁からの圧力があつたのではないかと疑ってしまう。

愛知では来週シンポを予定している。

貸与1期生の65期の返済期はまだ来ていないが、統計などを元にした収支のシミュレーションを行い、「5年目に本当に貸与金を返済できるのか」という寸劇を予定している。

●川村

若い労働者から奨学金のことをよく相談される。奨学金を背負った弁護士が増えているのも同じ。若い弁護士もブラック企業の労働者と変わらないような印象だ。先日ある若手の弁護士と、イソ弁ユニオンを作ったらどうですかと話した。

ブラック事務所に入って、こんな場所に来られない弁護士。社会的な活動に参加できない弁護士。日銭を稼ぐのに汲々せざるを得ない弁護士。本当に余裕がなくなっている。そんな状況でお金を払えない若い労働者のためにやってもらえる弁護士が少なくなっている。やはり、活動のための物質的な基盤が必要だと思う。給費制の廃止は、そんな条件を奪っている。

以上